

2022年 輸入統計品目表新旧対照表  
(令和3年財務省告示第294号)

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
04.01		[略]			04.01		[同左]		
04.02		[略]			04.02		[略]		
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)並びにヨーグルト			04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)並びにヨーグルト		
0403.20		ーヨーグルト ー冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローゾンヨーグルトを除く。) ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			0403.20		ーヨーグルト ー冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローゾンヨーグルトを除く。) ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
	110 †	ー砂糖を加えたもの		KG		110 †	ー砂糖を加えたもの		KG
	120 †	ーその他のもの		KG		120 †	ーその他のもの		KG
		ーその他のもの				190 1	ーその他のもの		KG
		ー関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの							
	191 2	ー環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下この項において「欧州連合協定」という。)附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの		KG					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
192	3	-----環太平洋包括的及び 先進的協定附属書2- Dの日本国の関税率 表の付録Aの第B節の 28のTWQ-JP28に掲 げる品目又は欧州連 合協定附属書2-Aの 第3編の第B節の15の TRQ-14に掲げる品 目に分類されるもの		KG					
193	4	-----環太平洋包括的及び 先進的協定附属書2- Dの日本国の関税率 表の付録Aの第B節の 29のTWQ-JP29に掲 げる品目又は欧州連 合協定附属書2-Aの 第3編の第B節の16の TRQ-15に掲げる品 目に分類されるもの -----その他のもの		KG					
196	0	-----包括的な経済上の連 携に関する日本国と グレートブリテン及 び北アイルランド連 合王国との間の協定 (以下この項におい て「英国協定」とい う。)附属書2-Aの第 3編の第B節の第2款 の5の(a)に定めるも の		KG					
197	1	-----英国協定附属書2-A の第3編の第B節の第 2款の7の(b)に定め るもの		KG					
199	†	-----その他のもの -----その他のもの -----フローズンヨーグルト -----砂糖その他の甘味料を 加えたもの(正味重量が 10キログラム以下の直 接包装したものに限 る。)			211	†	-----その他のもの -----フローズンヨーグルト -----砂糖その他の甘味料を 加えたもの(正味重量が 10キログラム以下の直 接包装したものに限 る。)		KG
231	0	-----関税暫定措置法第8 条の6第1項の規定に より経済連携協定に 基づく譲許の便益の 適用を受けて輸入す るもの -----環太平洋包括的及 び先進的協定附属 書2-Dの日本国の 関税率表の付録A の第B節の20の TWQ-JP20に掲げ る品目又は欧州連 合協定附属書2-A の第3編の第B節の 12のTRQ-11に掲 げる品目に分類さ れるもの		KG					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
232	1	環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ-JP28に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの		KG					
233	2	環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ-JP29に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の16のTRQ-15に掲げる品目に分類されるもの		KG					
234	3	その他のもの		KG					
		その他のもの							
236	5	英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの		KG					
237	6	英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の(b)に定めるもの		KG					
239	†	その他のもの		KG					
		その他のもの			219	†	その他のもの		KG
		関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの							
241	3	環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの		KG					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
242	4	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ-JP28に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの		KG					
243	5	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ-JP29に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の16のTRQ-15に掲げる品目に分類されるもの		KG					
244	6	----- その他のもの		KG					
246	1	----- その他のもの		KG					
247	2	----- 英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの		KG					
249	†	----- 英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の(b)に定めるもの		KG					
249	†	----- その他のもの		KG	220	†	----- その他のもの		KG
		----- 関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの		KG					
291	4	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの		KG					
292	5	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ-JP28に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの		KG					

新(2022年)					旧(2021年)					
統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
0403.90 04.04 く 04.10 [略]	293	6	-----	環太平洋包括的及び 先進的協定附属書2- Dの日本国の関税率 表の付録Aの第B節の 29のTWQ-JP29に掲 げる品目又は欧州連 合協定附属書2-Aの 第3編の第B節の16の TRQ-15に掲げる品 目に分類されるもの				KG		
			-----	その他のもの				KG		
	296	2	-----	英国協定附属書2-A の第3編の第B節の第 2款の5の(a)に定め るもの				KG		
	297	3	-----	英国協定附属書2-A の第3編の第B節の第 2款の7の(b)に定め るもの				KG		
	299	†	-----	その他のもの				KG		
			[略]		0403.90		[同左]			
			[略]		04.04 く 04.10		[同左]			
			[略]		[同左]					
16.01 16.02			[略]		16.01 16.02		[同左]			
1602.10 く 1602.50 1602.90			その他の調製をし又は保存に適 する処理をした肉、くず肉、血及 び昆虫類		1602.10 く 1602.50 1602.90		その他の調製をし又は保存に適 する処理をした肉、くず肉、血及 び昆虫類			
			[略]				[同左]			
	100	5	-----	その他のもの(動物の血の調製 品を含む。)		100	5	-----	腸、ぼうこう又は胃の全形の もの及び断片(単に水煮した ものに限る。)	KG
			-----	腸、ぼうこう又は胃の全形の もの及び断片(単に水煮した ものに限る。)				-----	腸、ぼうこう又は胃の全形の もの及び断片(単に水煮した ものに限る。)	
			-----	その他のもの				-----	その他のもの	
	210	3	-----	牛若しくは豚の肉又は牛 若しくは豚のくず肉を含 有するもの		210	3	-----	牛若しくは豚の肉又は牛 若しくは豚のくず肉を含 有するもの	KG
			-----	牛若しくは豚の肉又は牛 若しくは豚のくず肉を含 有するもの				-----	牛若しくは豚の肉又は牛 若しくは豚のくず肉を含 有するもの	
			-----	その他のもの				-----	その他のもの	
			-----	昆虫類のもの		280	†	-----	昆虫類のもの	KG
			-----	昆虫類のもの				-----	昆虫類のもの	
			-----	関税暫定措置法第8 条の6第1項の規定に より経済連携協定に 基づく譲許の便益の 適用を受けて輸入す るもの				-----	関税暫定措置法第8 条の6第1項の規定に より経済連携協定に 基づく譲許の便益の 適用を受けて輸入す るもの	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
261	5	----- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の2のTWQ-JP2に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の4のTRQ-3に掲げる品目に分類されるもの		KG					
262	6	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の19のTWQ-JP19に掲げる品目に分類されるもの		KG					
263	0	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ-JP20に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの		KG					
264	1	----- 環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の22のTWQ-JP22に掲げる品目又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下この項において「スイス協定」という。）附属書1の付録1の第2節の日本国の表の5欄に(Qc)を掲げる品目に分類されるもの		KG					

